

大町市 児童クラブの ご案内(令和8年度版)



大町市キャラクターおおまびょん

大町市 子育て支援課 TEL 22-0420 内線685・757

八坂支所 TEL 26-2001

美麻支所 TEL 29-2311

1 児童クラブはこんなところ

児童クラブ(学童保育)は、下校後など帰宅しても保護者がいない児童(留守家庭児童)に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成指導を行うものです。

2 利用の要件

児童クラブは放課後、土曜日及び休校時に、就労等の事情により保護者等(祖父母等を含む)が家庭にいない小学生児童の保護及び健全育成を図るために設置しているものです。
よって、保護者等が家庭にいる児童は対象になりません。

- (1) 父母が就労している
- (2) ご家族の介護をしている
- (3) その他の理由(産前産後・求職中など)



※(2)、(3)については、必ず市役所子育て支援課にご相談ください。

3 場 所

受け入れ場所は入所決定後に決まります。

また、同じ学年でも利用形態により受け入れ場所が異なる可能性があります。

北部小児童クラブ(北部小学校内)……………電話 090-2626-2304

北部小児童クラブ分室(児童センター内)……………電話 090-1891-4845

※令和8年4月以降に入所申請する場合、分室で受付はできません。北部小児童クラブへ申請してください。

南部小児童クラブ(大町市ふれあいプラザ内)……………電話 090-2561-9282

…呼び出し 21-1121(大町市ふれあいプラザ)

八坂児童クラブ(八坂小学校内)……………電話 080-6937-9037

美麻児童クラブ(旧美麻情報センター内)………電話 080-1249-0044

※土曜日開所場所は、児童センター内「北部小児童クラブ分室」1か所に集約して行っています。

※土曜日利用の場合は、別途申請が必要です。

4 開所時間・休所日

■平日 下校時から18時まで

■学校休業日(小学校の休日や長期の休み中) 8時から18時まで

■日曜日・祝日・その他各クラブで決められた休日は休所します。

※学校休業日に延長利用(7時30分～8時を利用)したい場合は、

別途延長利用申請が必要です。(八坂・美麻児童クラブは延長利用不可)



5 利用登録申し込み

- 申請書に必要事項を記入し、添付書類等と一緒に各児童クラブ（令和8年4月以降は、北部小児童クラブ分室では受付できません。）、または大町市役所子育て支援課へ提出してください。

■添付書類など

- ・就労証明書

※自営業・農業等の方は、確定申告書の写しも一緒に添付してください。

※保護者及び65歳未満のご家族全員分が必要です

※書類がすべて揃っていない場合は受付ができません。

6 費用

■月額利用料 1,000円/人

- ・登録2人目以降 月額500円/人
- ・ひとり親世帯 月額500円/人
- ・生活保護受給世帯 月額 0円/人

■延長利用料（学校休業日 7時30分～8時まで） 100円/回/人

- ・登録2人目以降 50円/人・回
- ・ひとり親世帯 50円/人・回
- ・生活保護受給世帯 0円/人・回

延長利用の登録なく、延長利用する場合は、200円/回/人

（延長利用する前日の17時までに児童クラブへ必ず連絡してください）

- ・登録2人目以降 100円/人・回
- ・ひとり親世帯 100円/人・回
- ・生活保護世帯 0円/人・回

※延長利用する場合は、別途申し込みが必要です。

※八坂児童クラブ・美麻児童クラブでは延長利用はできません。

7 持ち物について

- 上履き（必ず記名してください）
- ぞうきん（各家庭1枚ご提供ください。記名不要です）
- お弁当・水筒・おやつ（1回分）（土曜日、学校休業日のみ）
- その他各クラブで必要なもの



8 利用上の注意点（必ずご一読ください）

- (1) 児童クラブからの帰宅は保護者のお迎えが原則です。また送迎の際は、必ずクラブ室まで保護者の方がお越しください。
- (2) 保護者及び同居家族がお休みの日で家にいる場合は、利用できません。
- (3) 毎朝、下校後は児童クラブに行くのかお子さんと確認しあってください。
- (4) 放課後児童クラブ利用中の病気・発熱・ケガや、地震・台風・大雪などの緊急時は、状況に応じて迎えに来ていただく場合があります。緊急連絡時は、早めのお迎えをお願いします。
- (5) 初めて児童クラブを利用する場合は、児童クラブで説明を受けてから利用してください。準備品の説明や、児童の状況等をお伺いします。
- (6) 児童クラブを利用する場合は、「コドモン」アプリを必ず登録してください。クラブとの連絡やおたよりの受信、利用料金の支払い時に必要です。
- (7) 児童の集団生活における状況等を把握するため、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有する場合があります。
- (8) 申請内容が事実と異なることが判明した場合は、入所を許可できません。また、入所決定後に入所を取り消すことがあります。

児童クラブでは、こんな活動をしています！！

集団遊び、カードゲーム、ドッチボール、ハンドベース
バドミントン、卓球、絵画制作、工作、読書など、囲碁教室
やクリスマス会、お楽しみ会などの行事も行っています。
(クラブにより内容は異なります。)



[illegible]